

滝沢家墳墓考

——馬琴自筆『滝沢氏墓誌』から現在墓を見る——

柴田 光彦

要旨

滝沢馬琴は寛政十年（一七九八）に累代の墓を修復建立のために自筆の『滝沢氏墓誌』を記し、その墓の
図まで書き残している。また後年著した家譜『吾仏之記』にも墓地改葬の記事があり、これは影印・翻刻共
にあって、既に世に知られているものである。ここでは前者を新たに翻刻紹介し、後者の記事を合わせ参照
して、東京文京区の茗荷谷の菩提寺、深光寺の墓地に現存する滝沢家の墓碑群の銘文について考察を試みた。

一 『滝沢氏墓誌』について

先に木村三四吾氏を編者代表として校訂刊行にされた『吾仏乃記』滝沢馬琴家記(昭和六十二年 八木書店)の口絵には滝沢家から天理図書館に寄託された『滝沢氏墓誌』を挿図に掲げている。(『吾仏乃記』は野間光辰先生華甲記念『近世文芸叢刊』第九卷(昭和四十四年)に影印されている。)

本書は、金子和正氏「瀧澤家寄託書目録」(『ビブリア』三七 昭和四十二年十月)に、

10 滝沢氏墓誌 写 一冊

馬琴筆 淡茶色表紙 縦二四・五糎×横一七・三糎 三十一丁

(内墨付二十八丁) 題簽中央(他筆)「滝沢氏墓誌 全」

(凡例末に「寛政十戊午年十月 滝沢清右衛門解誌／行年三十二才

(花押)」の署記、本文に「天保六年乙未閏七月篁民修復」云々

の自筆朱書書入あり)

とあるものである。

馬琴は『吾仏乃記』の家譜第一前集巻一「滝沢家譜第二・唯称譜」に菩提寺深光寺の墓石を調べ、過去帳を閲し(前書二二頁以下参照)、墓地改葬を志している。木村三四吾氏は解題にあたる「馬琴の書箱」には次のように記している。

寛政十年は、これまで滝沢家の当主だった兄羅文興旨歿、続いて馬琴が一家一門の宗主となった年で、まず菩提寺深光寺の墓域を改修整備し、『墓誌編』一卷を綴った。寺中に所在の関係墓碑銘文など

を調査し、その綿密な見取図等を数多く写しとったもので、趣旨は家譜の形態をとる『吾仏の記』にそのまま相通ずる。

と。建碑については『吾仏乃記』卅九・五四・五五・百一九、百二五以下百卅・百四八に、馬琴・お百の合墓は百七六に見える。

今次大戦後、殊に東京の墓地の変革は著しく、煙滅したものも多い。よし災禍を免れた由緒ある墓でも特定のものを除き、一族の墓は改葬合併されたりして、その変動は甚だしい。私は近年、東京の墓碑を調べることが多かったが、殊にその感が深い。幸い、瀧澤家の菩提寺、営団地下鉄丸の内線茗荷谷の駅前坂を下りて直ぐの所、拓殖大学正門東口前にある、深光寺(文京区小日向四一九―五)は戦災に遭ったものの、馬琴一家の墓の周囲は、一部を除きなお無事な姿を保って今日に至っている。馬琴の記録とともに喜ばしい限りであり、この三者を併せみると、墓碑改修の次第が彷彿されて、興味深いものがある。

そこで、まずここに瀧澤家ならびに天理図書館のお許しを得て、馬琴自筆になる『瀧澤氏墓誌』を翻刻紹介することから始めることにする。

続いて『吾仏乃記』の記述と、現在の滝沢家の墓碑とについても、簡単ながら述べることにする。

*凡例。

翻刻にあたり、表記については、木村氏の『吾仏乃記』に倣い、句読点を付した。但し句点のみの箇所は原文による。

小字は(一)、二行割りは(一／)、注記碑銘の改行も／で示すことにし、一行の小字についてはそのまま示した(木村氏『吾仏乃記』の引用は本のまま)。但し、わかりやすいように小字の形で示した。固有名詞の表記は原文にしたがい、他は通行の字体に改めた。

(表紙外題・中央)

「瀧沢氏墓誌 全」

(本文)

一、吾 父兄不幸ニシテ夭折シ玉ヒ、且往裁回録ニヨツテ家譜伝ラズ、
 爰ニ吾祖累代墳墓ハ江戸小石川深光寺ニ有之。襄ニハ専ラ法号ノミ
 ヲ記シテ姓名ヲ載ズ。以テ是ラ在世ノ名不知モノアリ。去歲三月、修
 復ヲ加ヘ、且代々ノ姓名ヲ記シテ勒之。然レトモ星霜数十年ノ今ニ
 至テ在世ノ名不レ伝。病死ノ年月不詳モノアリ。俯テ以レハ生
 死流転老少不定ナリ。百年ノ後、又復如レ此(一オ)ナラン。故ニ凶
 説一卷ヲ作テ、吾見孫ニ昇。後世コレニ次記シテ家ニ伝フベシ。謹
 テ莫レ忽^{ナカレフワロカニスルコト}レ焉^ヲ。

一、見孫童蒙女子ノ為ニ俗言^カ字^ナヲ以テ記スレ之。ソノ読ガタキモノニ至
 テハ、註釈シテ末文ニ出セリ。

寛政十戊午年十月

瀧澤清右衛門 解誌

行年三十二才(花押)

瀧澤氏菩提所

浄土宗 傳通院末寺

江戸小石川茗荷谷

深光寺

「(一ウ)



享保元年、唯称居士没シ玉ヒシヨリ、寛政十年、羅文居士病死アリシ迄、
 凡八十二年、石碑三基、法名廿四位、コノ中性名不レ知レモノ七位アリ。
 図説ニ弁スレ之ヲ。

(挿絵1)



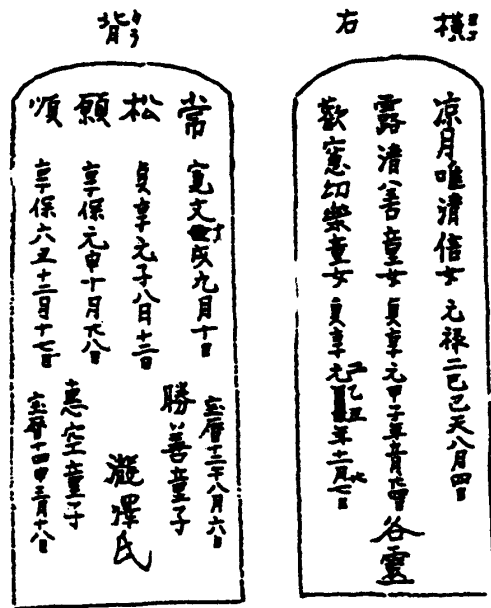
「(一オ)

*「原墓之図」、振仮名朱書、「墓」左にも振り仮名「ハカ」朱書。「横

左」振仮名朱書。「月丹清光信士 貞享五戊辰年六月十四日／夏山
 源秋信士寛文七未年七月初四日(「四」朱で丸かこむ)／片玉淨桂善
 女 明暦三酉年七月三日／珠林玄願信女 天和四甲子年二月十二
 日／各靈」。(朱書)「水鉢三方二尺水入／但花筒ノ穴四ツ」。(朱書)「棹高
 サ二尺五寸土付迄惣高三尺五寸余」。「正面」。(朱書)「上丸有之」。
 「(上段)常光院月山秋圓居士／松葉院貞憲良節大姉／願譽護念唯

称居士ノ順誉至心貞教大師。(下段) 便誉頓覚成正居士ノ海誉智寛
惠正大姉。(朱書)「棹横幅一尺一寸四方」。(二ウ)

〔挿絵2〕



* 「横」右「(振仮名朱書)。「涼月唯清信女 元禄二己巳天八月四日ノ露清善童女 貞享元甲子年五月廿四日ノ歡意幼樂童女 貞享元乙丑十一月廿七日ノ各靈」。「背」(振仮名朱書)。「(上段)常 寛文十戌九月十日ノ松 貞享元子八月十二日ノ願 享保元申十月廿八日ノ順 享保六丑十二月十七日。(下段)宝曆十二年八月六日ノ勝善童子ノ瀧澤氏ノ惠空童子ノ宝曆十四申三月十八日」。(三オ)

常光院月山秋圓居士(寛文七戌年ノ九月十日没)
松葉院貞憲良節大姉(貞享元子年ノ八月十二日没)

右兩位ハ、先祖瀧澤運兵衛興也(願譽護念ノ唯称居士)之父母也。吾家数度ノ回禄ニ依テ系図不レ伝。年久キ事ナルニヨツテ在世之名不レ詳。前年深光寺ノ過去帳ヲ穿鑿セシニ、瀧澤運兵衛父母トノミ有テ俗名ヲ載セズ。清右衛門等方為ニハ高祖父母ナリ」。(三ウ)

一 此墓、享保元年十月、曾祖父唯称居士(運兵衛ノ興也)死去ノ時ニ、祖父左仲興吉(清誉相覚ノ浄頓居士)ノ建給ヘル所ナルカ、又ハ唯称居士在世ノ時ニ建置給ヘルニヤ。此儀不レ詳。然レトモ深光寺へ遺骸葬サシハ、唯称居士ヨリ始リシナルベケレハ、常光院・松葉院兩位ハ、唯称居士ノ父母ナルヲ以テ、法号ヲ後ニ彫付給ヘルナルベシ。吾家之菩提所、已前ハ何処ナリヤ不レ知レナリ(但武州ノビトメ平林寺ナラシカ。未詳)。

願譽護念唯称居士(享保元申年ノ十月廿八日没)

瀧澤運兵衛興也 号ス「清信軒」(四オ)

武州川越ノ城主松平伊豆守信綱ノ臣ナリ。寛文年中信綱朝臣ノ命ニ依テ、三男頼母介堅綱ノ家老トナリ、堅綱・信義・信連三代ノ主君ニ仕フ。興也(唯称ノ居士)、正徳ノ初メニ生レ、行年七十余才ニシテ、深川平野町松平信連ノ第宅ニ於テ病死シ給フ。小石川茗荷谷深光寺ニ葬ル。深光寺ハ乃チ主君信連ノ墓提所ナリ。是ヨリ吾家代々以テ深光寺ノ菩提所トス。

順誉至心貞教大師(享保六丑年ノ十二月十七日没) (四ウ)

運兵衛興也(唯称ノ居士)之妻也。

越前国福井ノ太守宰相忠昌公ノ家臣某氏ノ女也。年月久遠ナルニ依テ姓名不レ知シ。

便譽頓覚成正居士 (安永四乙未年三月廿六日没)

瀧澤運兵衛興義 (号ス可蝶トノ五十一才)

左仲興吉ノ惣領ナリ。先祖ノ遺領ヲ受継テ松平信(マ)ノ家老ヲ勤ム。是則清右衛門鮮等カ父ナリ。深川平野町ノ第宅ニ於テ病死ス。乃チ先祖ノ墓ニ合葬ス。(五才)

海譽智覚恵正大師 (天明五乙巳年六月二十七日没)

瀧澤運兵衛興義 (成正ノ居士) 妻 (在世ノ名門四十七才ノ清右

エ門鮮等ガ母ナリ)

細川采女正利昌ノ家士、吉尾門左衛門ノ女ナリ。十二歳ニシテ孤トナリ、叔父松澤権左衛門(マ)ニ養ハレ、後興義ニ嫁ス (松沢氏ハ小笠ノ原佐渡守長ノ重ノ家臣ノナリ)。高井土佐守ノ第宅(ヤシキ)於テ三元飯田町ニ病死ス。(此時ニ男清次郎ノ興春高井土佐守ニ仕フ。依テ清二郎興春ノ家ニ在テ没シ玉ヘリ)。先考興義 (成正ノ居士) ノ墓ニ合葬ス。

月丹清光信士 夏山源秋信士 片玉浄桂信女

珠林玄頼信女 涼月唯清信女 (露清善童女ノ歎窓幼楽童女)

右ノ七位在世ノ姓名不レ知レ。按スル興也ノ伯叔父母、或ハ兄弟姉妹ナリ (五ウ) ラン歟。(後ニ深光寺ヲ菩提所トスルニ及テ、各靈ノ法号ヲ新造ノ墓ニ彫付タルモノナルベシ。年月遠久ナルニヨツテ、此儀不レ詳ナリ)。

勝善童子 瀧澤運兵衛興義。(便譽頓覚ノ成正居士) 之一男瀧澤

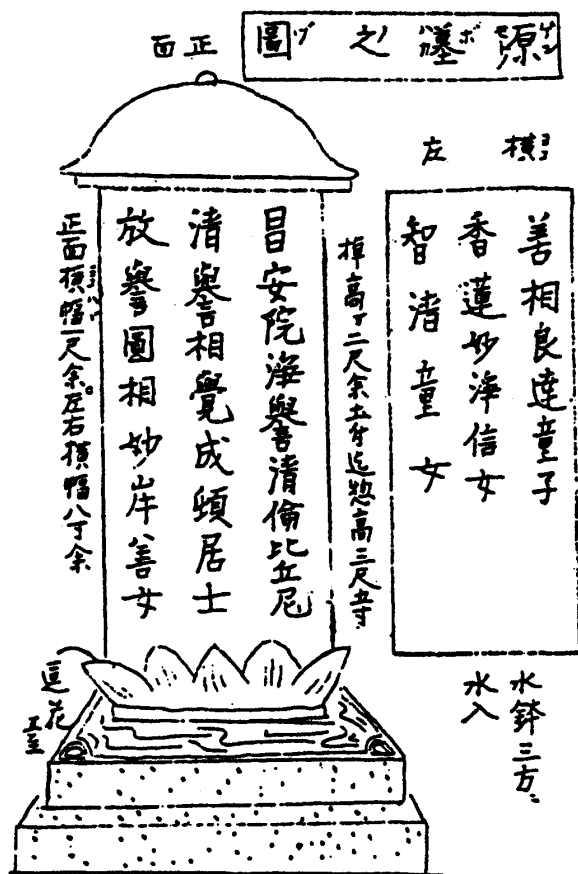
吉次郎纒ニ弍歳ニシテ早世ス。

恵空童子 興義ノ三男瀧澤荒之助。出生後百日余ニシテ病死ス。

右何レモ病死ノ年月前ニ有リ。

右兩位ハ先考之二男三男ニシテ。清右衛門鮮等ガ兄ナリ。幼稚ニシテ病死セルヲ以テ。遺骸ハ深川寺町正覚寺ニ葬ル。後ニ父母命ジテ法号ヲ先祖ノ墓ノ背ニ彫付給ヘルナリ (六才)

(挿絵3)



* 「原墓之図」 (振仮名朱書)、「原」 (左にも振仮名朱書)「モトノ」 (墓) (左にも振仮名朱書)「ハカ」。「横」 (振仮名朱書)。「善相良達童子ノ香蓮妙淨信女ノ智清童女」。(朱書)「水鉢三方ノ水入」。「正面」昌安院浄譽相覚成頓居士ノ放譽圓相妙岸善女」。(朱書)「正面横幅一尺余。左右横幅八寸余。(朱書)「蓮花臺」。(六ウ)

横

右

先祖代々諸精霊

背

瀧澤氏

*「横」(振仮名朱書)。「背」(振仮名朱書)。

「(七オ)」

享保三戊戌八月六日

昌安院浄蒼清倫比丘尼(病死ノ年月不詳)ノ後に考得たり上

ニ祿ス。

右昌安院ハ先祖興也(唯稱ノ居士ノ氏族ナルベシ)。(或ハ興也ノ兄弟カ)年月遠久ナルニ依テ、在世ノ名氏不レ伝。興也没後(享保ノ年中)、興吉(浄頓ノ居士)ノ家ニ在テ没シ給ヘルヨシ。命日ハ十日ナリト、予ガ叔父忠興(田原ノ氏)ノ説話ナリシ。(是モ興也ノ没後ニヤ。又ハ其已前ニヤ知ガタシ)此墓、昌安院病死ノ時、左仲興吉ノ建給ヘル所也。(享保年中カ又ハノ元文ノ初カ不レ詳)其後、興吉没スルノ時ニ、先人興義ノ計ヒニテ、昌安院ノ墓ニ合葬シ給ヘリト、云々。(コノ事後ニ考得タリノ

後葉ノ上層ニ記ス。

〔上欄外〕

鮮再ヒ案スルニ、先祖興也ニ先妻ト実子アリシガ、ミナ興也在世ノウチ早世アリシト見ユ。其故ハ興也。自詠自筆ノ和歌ニ、

妻におくれて三とせのその月日に仏事などいとなむとて思ひ出て
なき人の俵さえもさらなくにいつか三とせのけふにあふらん
みとり子をいかにせよとて残る身の朝な夕なに思ひこそやれ
霜かれの草はと共にきえし身のなき名さへこそ昔むしにけれ

外四首あり。略之。」「(七ウ)

〔上欄外・続〕

シカレハ、昌安院ハモシ興也ノ前妻カナト思ヘバ、比丘尼トアレハ、在世ノ内法躰シタル人トモ見ユル故、又別人ナランカ。何レモ別ニ考ベキ伝記ナキユヘニ知ガタシ。墓モ興也ノ墓ハ上位ニアリ。昌安院ハ下位ニアリテニツ双テアリケレハ、左仲ノ立玉ヘルカ。又ハ興也ノ立玉ヘルカ。コレモ知ガタシ。且、興也豆州侯ニ仕ヘ玉ヒシ時ハ、菩提所モ今ノ深光(八オ)寺ニハアラサルベケレハ、跡ニテ法名バカリウツシタルモアルベシ。但シ昌安院ノ法名、イニシヘヨリ位牌モナク、過去帳ニモ載ズシテ墓ノミアルモ、又一ツノ不審ナリ。

○昌安院比丘尼ノコトハ後ニ考得タリ。ヨリテ家譜ニ誌ス。披キテ見ルヘシ。コノ婦人ハワカ家ノ血スチノ人ニアラス。浄頓居士ノ義姉ナルヘキ歟。」「(八ウ)

〔上欄外・続〕

○再案スルニ前案ミナ非也。右昌安院ハ貞教院大姉ノ姉ニテ、享保三年戊戌 秋八月六日没ス。コノ事、深光寺ノ滅濟帳ニ見エテ瀧澤源内母姉トアリ。源内トハ浄頓居士壯年ノ俗名也。(欄外止) (九才)

在世之名瀧澤左仲興吉

実ハ武州埼玉郡川口ノ郷士

公儀御鳥見真中仁藏二男

左仲興吉〔浄頓ノ居士〕年十五ノ頃、興也〔唯称ノ居士〕ノ養子トナリ、遺跡相統シテ、松平信□君ニ仕へ、専ラ家政ニアツカル。然レトモ生弱多病ナルニ依テ、歳四十二シテ致^{カヘシ}仕^ラ隱居シテ養^フ生^ヲ。乃チ深川平野町松平信^{マユキ}君ノ藩第二於テ病死ス。乃チ昌安院浄蒼清倫比丘尼ノ墓ニ合葬^シテ葬^ル之^ヲ歟。 (八才)

放蒼圓相妙岸善女〔明和元年甲申年ノ九月廿五日 五十六才〕

瀧澤左仲興吉〔浄頓ノ居士〕妻在世ノ名菊

公儀御用達御桶大工棟梁、鈴木四郎左衛門盛誉ノ女^{ハメナリ}。終身從^テ興吉ニ婦道ヲ失ハズ、年五十六ニシテ病死ス。惣領興義〔成正ノ居士〕先人興吉〔浄頓ノ居士〕ノ墓ニ合葬ス。

香蓮妙浄信女〔宝曆四甲戌年ノ二月十八日 二十八才〕

左仲興吉〔浄頓ノ居士〕ノ女〔清右衛門鮮等ガノ為ニハ叔母ナリ〕。(八ウ)

近江国山上ノ領主稻垣長門守定計朝臣ノ家臣、土橋卯右衛門ノ妻ナル在

世ノ名ヲ勝ト云フ。亡骸ハ土橋氏ノ菩提所ニ葬ルトイヘトモ、後年ニ及

テ其所地寺号トモニ詳ナラズ。依テ法号ヲ深光寺ニ移シ記シテ祭^ル之^ヲ。

善相良達童子 (元文五庚申年ノ二月四日 十二才)

*「五庚申」左側(、)付点。

興吉〔浄頓ノ居士〕二男 瀧澤斧二郎 (九才)

智清童女 (寛延三庚午年ノ八月二日 十四才)

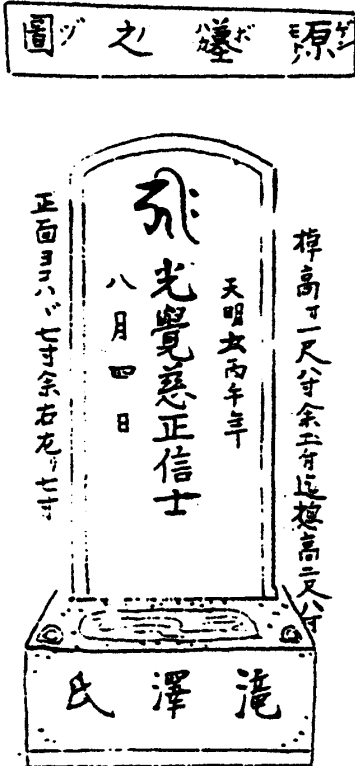
興吉〔浄頓ノ居士〕ノ女 在世之名 無津

右兩位ハ左仲興吉〔浄頓ノ居士〕ノ子ナリ。良達童子〔斧次ノ郎〕ハ。十ニ才。智清童女〔於無ノ津〕ハ。十四才ニテ早世アリシトナリ。

* (三行分空白)

「(九ウ)

〔挿絵4〕



*「原墓之図」(振仮名朱書、「原」(左にも振仮名朱書)「モトノ」・「墓」

「ハカ」。(朱書)「棹高サ一尺八寸余土付迄惣高一尺八寸」。「天明六丙午年ノ(梵字キリーク)光覺慈正信士ノ八月四日」。「滝澤氏」。(朱

書)「正面ヨコハハ七寸余右左リ七寸。」(一〇オ)

光覚慈正信士 病死ノ年月前ニアリ
二十一才

瀧澤初清右衛門興春(清五門解ガノ為ニハ兄ナリ)

先考興義(成正ノ居士)ノ二男ナリ。「実ハノ四男」。乳名ヲ鈴木常三郎ト云フ。「興春生ル、年先考興義四十一才ノ故ニ暫ク鈴木氏ヲ名乗ラシム」。十一才ニシテ孤トナリ、蒔田連三郎(後ニ備中守君ノ家臣高田均平ノ養子トナリ、

〔高田氏ハ母方ノ叔母舅タルノ伊藤半平ノ実兄ナリ。〕高田清次郎ト云フ。養

父均平ノ女ヲ以テ娶レ之。然ニ其女、興春(慈正ノ居士)ノ志ニ合ハズ。

故ニ已コトヲ得ズシテ、天明四甲辰ノ年養父母ニ暇(一〇ウ)ヲ乞ヒ、

養家ヲ離別シテ、蒔田家ヲ去リ、本姓ニカヘリ、瀧澤清次郎興春ト云フ。

今年、高井土佐守ノ臣トナル。時ニ母公(惠正ノ大姉)大ニ病給ヘリ。

又家兄興旨浪人ス。故ニ母公及ヒ兄弟ヲ家ニ迎ヘテ看病ス。興春温和ニ

シテ至孝ナリ。母公、乃チ興春ノ家ニ在テ没シ玉フ。今年ノ冬、主君高

井君卒ス。故ニ高井家ヲ去テ、又水谷信濃守ニ仕フ。興春厚篤ニシテ信

義アリ。人其若年ニシテ、篤実聡明(一一オ)ナルヲ嘆美ス。山本流ノ

書ニ妙ヲ得、一双流ノ笛ヲ能ッス。又俳諧狂哥ヲ嗜テ、己克亭鷄忠ト号

ス。可シレ惜ム、天明六丙午年八月、傷寒ヲ病テ水谷信濃守赤坂三分坂ノ

藩亭ニ於テ没ス。病メルノ日、纒二三日、行年二十一歳ナリ。興旨(羅

文ノ居士)遺骸ヲ深光寺ニ送テ葬レ之。此墓、乃チ興旨ノ建玉ヘル所ナ

リ。

寛政九丁巳年三月墳墓三基修覆之図并略伝

「(一一ウ)

前ニ図スル所ノ墓三基、数年ノ星霜ヲ経ルニヨツテ、風雨ノタメニ

摧剝サレ、法名摩滅半ニ及ベリ。家兄臺右衛門興旨(羅文ノ居士)カ

子テ修造ヲ加ヘントスルノ志アリ。寛政九丁巳年、先人成正居士(運

兵衛ノ興義)母公惠正大姉二十三年ト十三年ノ遠忌ニ当リ給ヘリ。依テ

レ之ニ興旨(羅文ノ居士)并ニ解(清右衛門)「(一二オ)兄弟力ヲ合セ、

共ニ相計テ右三墳ノ石碑ヲ修覆セリ。

一 願譽護念唯称居士以下十五位ノ石碑ハ、享保元年ヨリ寛政九年マデ

八十二年ニ及ベリ。

一 清譽相覚浄頓居士以下六位ノ石碑ハ、宝曆十辰年ヨリ寛政九巳年マ

デ三十九年ニ及ベリ。昌安院病死ノ時(享保ノ年中カ)建玉ヘル墓ナ

レバ、是又七八十年ニ及ベシ。就中此石碑、石ノ性宜カラザルニ

ヤ、文字大ニ摩滅シテ石モ又腐レタリ。

「(一二ウ)

一 光覚慈正信士ノ石碑ハ、纒ニ星霜十二年ナレバ未ダ摩滅セズトイユ

ドモ、敷石ナクシテ甚低ケレハ、敷石ニ段造リ之ヲ、即成童子・蓮移

童女ノ法号ヲ加ヘテ一基三位トス。

一 凡石塔四方ヘ文字ヲ彫ルコト、世俗ノ大ニ忌ム所ナレハ、法号ヲ二

方ヘ彫リ。一方ヘハ修覆ノ年月ヲ記シテ、三方トス。法名多分有レ之、

二方ヘ記シ難キニ依テ、ヤムコトヲエズ。死去ノ年月ヲハブキ法名

(二三オ)バカリ記シレ之ヲ、且、水木鉢ニ在世ノ姓名ヲ記シ置テ子孫ノ

便リトス。

一 水鉢三方ヘ水ヲ受ルコト、是又世俗ノ忌嫌ヲヨシ云フモノアルヲ

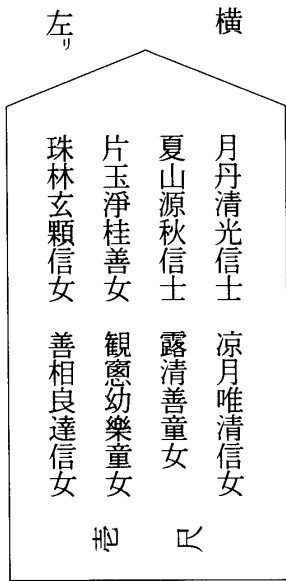
以テ、正面一方トス。

一 唯称居士以下十五位ノ石碑ハ、此度新ニ敷石ヲ造リカヘテ居スルレ之ヲ。
 一 清誉相覚浄頓居士・放誉図相妙岸善女、并ニ善相良達童子、三位ノ法名ヲ唯称居士以下十五（二三ウ）位ノ石碑ノ方ヘ移シ、正面常光院ヨリ以下三代ノ合墓トス。

一 浄頓居士以下六位ノ石碑ハ、其石半バ腐レタルヲ以テ棹石ヲ短ク切縮メ、正面ハ便誉頓覚成正居士・海誉智覚恵正大姉、右両親ノ法号ヲ記シ、傍カタハラ一方ニ昌安院浄誉清倫比丘尼・香蓮妙浄信女・智清童女・勝善童子・恵空童子、以上五位ノ法名ヲ記シ、一方ニ修復ノ年月ヲ記シテ（二四オ）文字ヲ三方ニ彫シム。且ツ水鉢ノ石ヲ新ニ造リカヘテ、水ヲ正面一方ニ盛り、并ニ敷キ石ヲ修理ツクロヒテ高クス。

〔上欄外朱書〕

「天保六年乙未閏七月篁民修復ス。棹石磨キ戒名ニ漆ヲサシ水鉢ノ実名ヲ除キ下壇ノ石チキリトメニシテ、ツナキニ鉛ヲ入ル。石工小石川御簞笥町金藏也。」



唯称居士以下十四位石碑修復覆之図

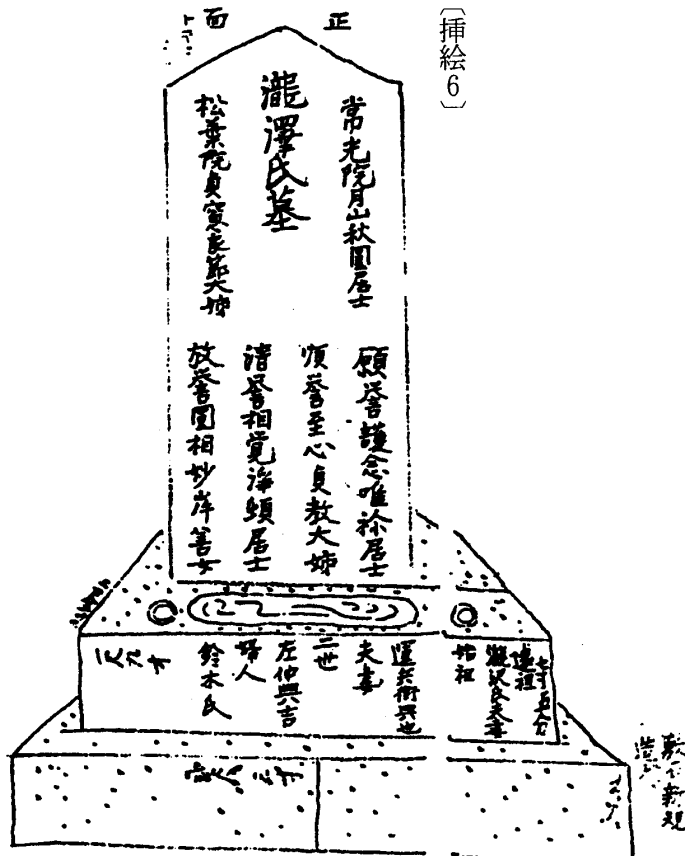
* (朱書) 「壹尺」

* (朱書) 「棹高サ 一尺四寸 同横ハ、一尺五分 左右横 幅壹尺」
 「土付迄惣高サ三尺二寸五分。」

〔挿絵5〕

* (朱書) 「敷石新規ノ造ルレ之ヲ」。
 (朱書) 「七寸五分」。(右端)

「遠祖ノ瀧澤氏夫妻ノ始祖」。(二四ウ)



〔挿絵6〕

* 「正面」。(朱書) 「トキングガシラ」。「(上段) 常光院月山秋圓居士ノ瀧澤氏墓ノ松葉院貞窓良節大姉。(下段) 願譽護念唯称居士ノ順譽至心」

貞教大姉／清誉相覚淨頓居士／放誉圓相妙岸善女。「運兵衛興也／夫妻／二世／左仲興吉／婦人／鈴木氏」。(朱書)「一尺九寸、一尺三寸、一尺二寸」。

〔貼紙〕

横	常 寛文十年庚戌九月十日
	松 貞享元年甲子八月十二日
	願 正徳六年丙申十月廿八日
	順 享保六年辛丑十二月十七日
	清 宝暦十年庚辰十二月十九日
	放 明和元年甲申九月廿五日
右	寛政九年三月適孫興旨等修覆

(朱書)「右文化四年三月六日先考三十三回忌ノ叙ニ清右衛門解修覆如此彫ツケサスル但山本宗英サマ御手跡ナリ」

〔張紙下〕

原墓享保改元丙申十月造立
今茲寛政九丁巳年三月修覆
臺右衛門瀧澤興旨
清右衛門瀧澤解
等謹誌

「(一五才)」

右修覆ノ石碑唯称居以下在世ノ姓名病死ノ年月并ニ略伝等ハ前図ニ記シヌレハ爰ニ再記サズ。

慈正信士以下三位ノ石碑修復図

〔挿絵7〕

*「脇 左」。「瀧澤氏男子早世／瀧澤初右衛門興春／瀧澤氏兒女阿清」。

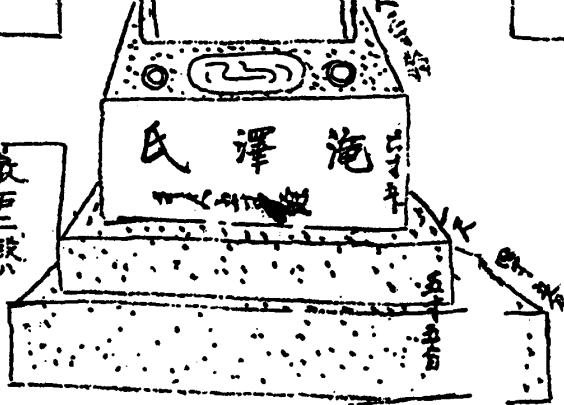
(朱書)「面脇横ハ一五寸」。

瀧澤氏男子早世
瀧澤初右衛門興春
瀧澤氏兒女阿清
兩脇横ハ一五寸

〔挿絵8〕

春月即成童子
光覚慈正信士
蓮 移 童子 女
右 脇 正 面 左 脇

原墓天明立丙午年八月造立
今茲寛政九丁巳年三月修覆
臺右衛門瀧澤興旨
清右衛門瀧澤解
等謹誌



水鉢二枚石歩
古キヲ修理テ居テ

* (朱書) 「棹高サ式尺横ハ、七寸ノ左右横ハ、五寸、」(壹尺三寸弱、

「六寸五分」、一尺四寸五分、」(五寸五分)。(横朱書)「壹尺五寸餘。

「正面」。「春月即成童子ノ光覚慈正信士ノ蓮移童女」。(朱書)「土付

マデ惣高サ三尺式寸」。「脇右」。「原墓天明五丙午年八月造立ノ今茲

寛政九丁巳年三月修復ノ臺右衛門瀧澤興旨ノ清右衛門瀧澤解ノ等誌」。

(朱書)「敷石二段ハ淨頓居士是マデノ水鉢并ニ敷石等ノ古キヲ修理

テ居レ之ヲ」。(一六才)

春月即成童子 (寛政六甲寅年ノ正月二十五日)

瀧澤臺右衛門興旨 男

右男子ハ興旨 (羅文ノ居士) ノ妻山田氏 (本姓ハノ清野氏) 懷妊シテ未ダ
十月ニ満ズシテ流産ス。出生ノ子シカモ男子ニシテ死躰ナリ。興旨コレ
ヲ憐シテ法号ヲ春月即成ト名ツケ、今年石碑修復スルノ序ニ其法名ヲ移
シテ、慈正信士ト合墓ス。

蓮移童女 (寛政九丁巳年ノ二月廿九日 早世三才) (一六ウ)

瀧澤臺右衛門興旨女 (在世ノ名) 於清

右於清寛政七乙卯年八月晦日酉中刻ニ出生ス。然ルニ寛政九丁巳年二月、
痲瘡ノ病役ニヨツテ、同月二十九日巳ノ中刻死ス。乃チ遺骸ヲ深光寺ニ送
リ、慈正信士ト合葬ス。依テ石碑修復ノ時法名ヲ慈正信士ノ石碑ニ彫リ記
シテ、一墓三位トス。

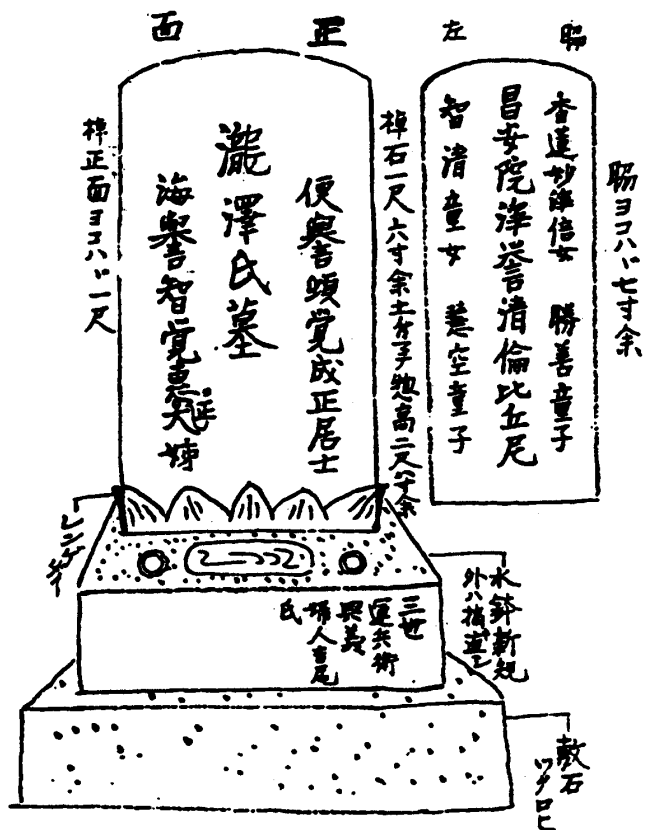
光覚慈正信士

病死ノ年月、姓名等前図ニ有レ之。依テ爰ニ略ス。

(一七才)

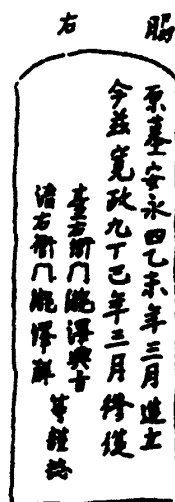
(挿絵9)

成正以下七位石碑修復圖



* 「成正以下七位石碑修復圖」。「脇 左」。(朱書)「脇ヨコハ、七寸
余」。「香蓮妙淨信女 勝善童子ノ昌安院淨誓清倫比丘尼ノ智清童女
慧空童子」。(朱書)「棹石一尺六寸余土付マテ惣高二尺八寸余、
」「水鉢新規外ハ搞直シ」。「敷石ツクロヒ」。「正面」。「便譽頓覚成
正居士ノ瀧澤氏墓ノ海誓智覚童女正大姉」。「三世ノ運兵衛ノ興義ノ婦
人吉尾ノ氏」。(朱書)「棹正面ヨコハ、一尺、」(レンゲダイ)。

〔挿絵10〕



*「脇 右」。「原墓安永四乙未年三月建立／今茲寛政九丁巳年三月修復／臺右衛門瀧澤興旨／清右衛門瀧澤解／等謹誌」。

右ノ七位死去ノ年月姓名等ハ前図ニ有レ之ヲ以テ、爰ニハ略セリ。

此墓原ハ、昌安院浄頓居士以下六位ノ石碑ナルヲ、今度浄頓居士・妙岸善女ノ法名ヲ先祖唯称居士ノ石碑ヘ移シテ、正面常光院以下三代ノ合墓（二ハオ）トシ、是ニハ成正居士・恵正大姉ノ兩位ヲ正面ニ記シヌ。故ニ安永四乙巳年三月成正居士病死ノ年月ヲ以此墓ノ鼻祖トセリ。

一 此墓実ハ昌安院浄誉清倫比丘尼死去ノ時「享保ノ年カ」造立アリシナレドモ、昌安院死去ノ年月不レ詳ナラ、位牌モ無ク之、又過去帳ニモ法名ヲ記シ置不給ガ故ニ、更ニ所考ルナシ。

一 此墓ノ棹石半ハ腐レタレバ、上ヲ切縮メテ短クシ、（二ハウ）且敷石ヲ修理テ高クセリ。然レトモ面ニ腐レアリテ、文字モアザヤカナラス。棹石短クシテ見グルシケレハ、追テ先人ノ年回ヲ俟テ、新ニ造リカヘント、家兄興旨（羅文ノ居士）ト兼テ約シオキヌ。然ルニ今年戊午年八月、家兄興旨病死シ給ヘルヲ以テ、遂ニ此墓ヲ造リカヘテ、先考成正居士・恵正大姉・羅文居士、父子三位ノ合墓トス。棹石・水鉢ハ新

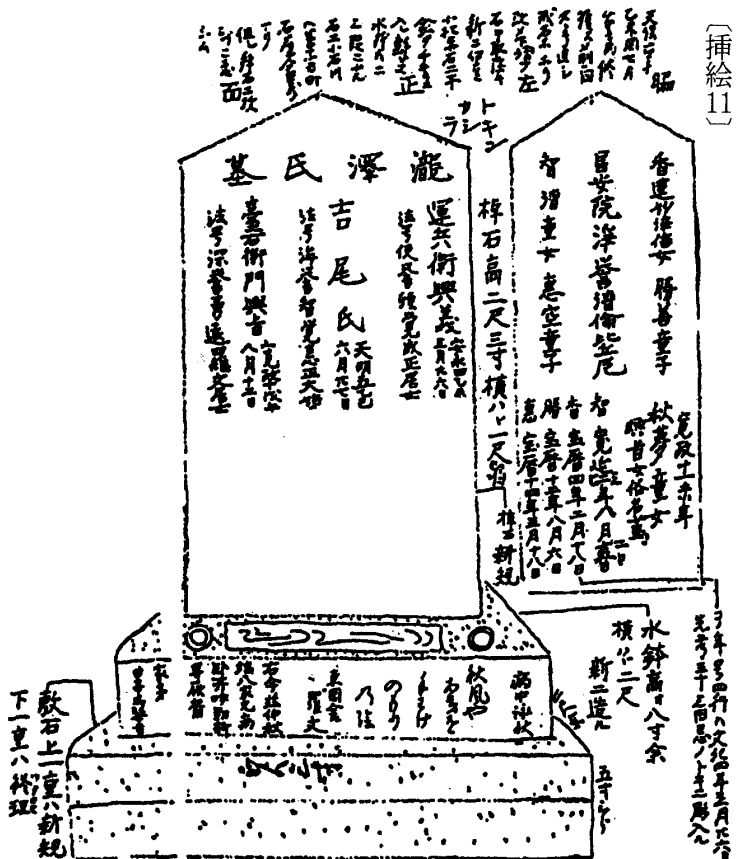
ニ造リ之ヲ。且敷石ヲ足シ石シテ修復シテ高クス。

成正居士以下八位ノ石碑新規造替ノ図

〔上欄外朱書〕

「天保六年乙未閏七月、篁民修復ス。前回タ、キ直シ、戒名等ホリ改メ、下壇ノ石ヲ取除キ、新ニ伊豆小松原石ニ本鉛ヲチキリニ入レ撃之、水鉢共二三段ニナル。石工小石川御簞筒町石屋金藏ナリ。但シ拝石ニ一枚新ニ敷シム。」

〔挿絵11〕



（一九オ）

*「脇 左」。「(上段) 香蓮妙淨信女 勝善童子 / 昌安院淨譽清倫比

丘尼 / 智清童女 惠空童子。(下段) 寛政十一未年 / 秋夢童女 / 興旨
女俗名蔦 / 智 寛延(二)年八月(十二日) / 香 宝曆四年二月十八
日 / 勝 宝曆十二年八月六日 / 惠 宝曆十四年三月十八日」。(朱書)

「トキンカシラ」、「棹石高二尺三寸横ハ一尺弱」、「棹石新規」、「コ
ノ年号四行ハ文化四年三月廿六日 / 先三十三回忌ノトキニ彫入ル、

「水鉢高サ八寸余 / 横ハ二尺 / 新二造ル」、「二尺余」、「五寸三分」。
「正 面」。「瀧澤氏墓 / 運兵衛興義(安永四乙未 / 三月廿六日) / 法号

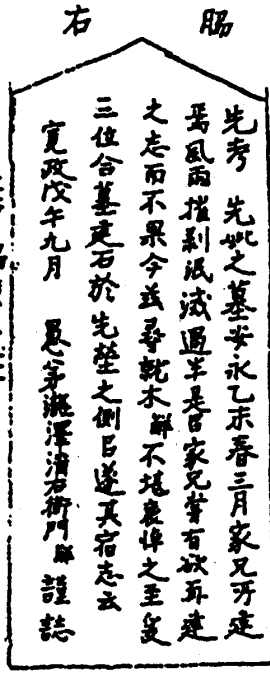
便譽頓覚成正居士 / 吉尾氏(天明五乙巳 / 六月廿七日) / 法号海譽智覺
惠正大姉 / 臺右衛門興旨(寛政十戊午 / 八月十二日) / 法号深譽勇遠羅

文居士。「病中詠秋 秋風やあきを手わけのもりの陰 / 東岡舎羅文 /
右今茲仲秋端八家兄病臥所吟勒斯 / 昇厥裔」。「家弟 曲亭馬琴書」(二

〇オに統)。(朱書)「式尺三寸」。(朱書)「敷石上一重ハ新規下一重ハ
修理」。(ツクリ) (一九ウ)

〔挿絵12〕

本付子惣高



左右ノ脇横ハ七寸

* (朱書)「土付マデ惣高」。「脇 右」。「先考 先妣之墓安永乙未春

三月家兄所建 / 焉風雨摧剝泯滅過半是以家兄嘗有欲再建 / 之志而不
果今年尋就木解不堪哀悼之志至爰 / 三位合墓建石於先塋之側以遂其
宿志云 / 寛政戊午九月 愚弟瀧澤清右衛門解謹誌」。(朱書)「左右ノ
脇横ハ七寸」。

墓誌并ニ発句ノ注解ハ末文ニ記シオケリ。

一 此墓寛政十戊午九月十六日家兄(羅文 / 居士)ノ三十五日ニ建ル所
ナリ。棹石水鉢ハ新二造テ建カヘ、敷石上一重ヲ新規ニシテ高クス。

去年修復ノ棹石・水(二〇オ)鉢ハ下ヘ埋テ土臺トセリ。

一 去年丁巳三月修復ノ時、此ノ石腐アルヲ搞キ直シテ、水鉢敷石等ヲ
修理ヒオキヌ。然ルニ今年戊午八月、家兄(羅文 / 居士)病中ノ話ニ、

去ル七月十六日深光寺ヘ墓參セシニ、先考(成正 / 居士)ノ墓、去年
新二造リカヘザルヲ以テ甚見グルシ、。当秋家弟慈正信士ノ年回ナル

ニヨツテ造リ替ベキカ ト思ヒシ、不レ憶病苦ニヨツテ、此コトヲ
果サズト宣ヘリ。解 言(二〇ウ) 去年事ノ繁多ナルニヨツテ曲テ

修理オキタリトイヘドモ、近年兩尊ノ年回ニハ必ず造替ベシト約シ
ヌ。然ルニ 家兄(羅文 / 居士) 同月十二日病死シ玉ヘルヲ以テ、小

弟解万事ヲ閣テ石碑ノコトヲトリ急キ、九月十五日、家兄(羅文 /
居士)ノ三十五日逮夜ニ建ツレ之ヲ。且ツ山本楊庵君(公儀 / 御医師)之

筆ヲ借テ書シムレ之ヲ。是又兼テ家兄ノ願ヒ玉ヘル故ヲ以テ、悉ク家兄ノ
宿志ヲ果セリ。水鉢ノ発句ハ清右衛門 解ガ自筆ナリ。脇面ノ文モ解

ガ所作ルナリ」 (二一オ)

*「宿志」左注「カ子テノコ、ロザシ」。

深誉勇遠羅文居士〔寛政十戊午年八月十二日四十才〕

瀧澤臺右衛門興旨〔清右衛門鮮ガノ兄ナリ〕

成正居士〔運兵衛ノ興義〕ノ惣領ナリ。宝曆九己卯年十月三日、小笠原佐渡守本所ノ下屋敷ニ於テ生ル。乳名ハ、左馬太郎、明年宝曆十庚辰年、先考〔成正ノ居士〕古主松平信成君ノ招キニヨツテ、再ヒ旧主ニ帰参ス。

故ニ父母ニ随テ信成君ノ深川平野町ノ藩亭ニ来ル。時ニ二歳ナリ。十五歳ニシテ元服シ、信成君ノ近習ヲ〔二一ウ〕勤ム。興旨〔羅文ノ居士〕

美男ニシテ幼キヨリ書ヲ能シ、又柳生流ノ劍術ヲ学ブ。安永四乙未年、

興旨十六才、今年三月、先考〔成正ノ居士〕没ス。乃チ家督相続ス。同六年十一月、故有テ松平家ヲ退去ス。明年安永七戊戌年、戸田大学

〔後ニ下總守ノ臣トナル。其若年ニシテ筆道ニ熟セルヲ以テ招ル。同八年、

母公〔恵正ノ大姉〕并ニ兩女弟ヲ迎テ養育ス。天明二壬寅年、家弟左七

郎〔後ニ清右ノ衛門〕ヲ召テ共ニ任シム。天明四年甲辰年、主君下〔二

二オ〕総守、甲府勤番支配トナル。乃チ駕ニ随テ甲陽ニオモムク。是ヨ

リ先キ興旨〔羅文ノ居士〕録ヲ加増シ、格ヲ進ノラル。然レトモ碌々ト

シテ小家ノ臣タランコトヲ欲セズ。偏ニ青雲ノ志アリトイヘドモ未ダ果

明年ノ春〔天明五ノ年ナリ〕母公ノ病アルヲ以テ江戸ニオモムキ、看病ス。

主君総州、甲府ニアツテ興旨ヲ召コトス。然レトモ、母ノ病有ルヲ

以テ、辞シテ其命ニ随ハズ。主君下總守、怒テ追フ之ヲ。乃唯々トシテ

戸田家ヲ去ル。今年、家弟清次郎〔慈ノ正〕〔二一ウ〕〔信ノ士〕仕ヘテ高

井土州ノ飯田町ノ藩亭ニアリ。興旨、乃チ母公ヲカシツキ、兩妹ヲ携テ、

家弟清次郎〔後ニ初右エ門ト云ノ慈正信士〕ト同居ス。又小弟左七郎ヲ召

テ、兄弟五人看病ス。今年六月母公没シ玉フ。同年十月、山口直良君

〔二千ノ五百石〕之臣トナル。先キ是ヨリ、興旨、戸田家ニ仕ルノ初ヨリ、

名ヲ瀧澤直次郎ト云フ。山口家ニ仕ルニ及ンテ、主人直良君ノ諱ヲ避テ、

臺右衛門ト改ム。直良君ソノ奇才ニシテ記憶ヨキヲ見テ大ニコレヲア

〔二三オ〕ゲ用ユ。未タ二幾年ナラ、録ヲ増シ格ヲ進ム。遂ニ公用ヲ以テ、

悉ク興旨ニ委、弥ク進テ用人トス。職録於テ是ニ倍シ、寵遇一家中ニ冠

タリ。興旨、大家ニ任ントスルノ志アリトイヘドモ、直良君ノ洪恩ニ

羈レテソノ念ヲ止ム。ヨク人ヲ用ルノ君ト謂ツベシ。寛政元己酉年、古

主松平信行君〔後ニ淡路守ト云ノ信成君ノ養子〕ニ見ユ。同二年、先主戸

田君ソノ藩亭ヘ往来ヲ聴。寛政六甲寅年、浮腫ヲ患ヒテ大ニ病ム。八

月ヨリ〔二三ウ〕十二月ニ至テ初テ愈タリ。是ヨリ肢躰肥満シテ大ニ病

身トナル。然レドモ病苦ヲ忍テ日々勤勞ス。常ニ己ニ出、亥ニ及テ漸

家ニ帰ル。ソノ勤勞如シ此。嘗俳諧ノ連歌ヲ好ンデ、法橋吾山ノ門人

トナツテ東岡舎羅文ト号ス。常住座臥ノ佳句甚多シ。又好ンテ和漢ノ書

ヲ読ム。心武アリ、文アツテ、実ニ二世ノ奇才ナリ。ソノ志將ニ興旨ニ

瀧澤ノ家。可シ惜ム、寛政十戊午年七月十九日ヨリ協熱痢ノ症ヲ患ヒ玉ヒ、

病ム〔二四オ〕コト纒ニ二十三日ニシテ、同八月十二日亥刻、山口家飯

田町掘留ノ藩亭ニ於テ没シ給フ。行年四十才。主人直良君、数人ヲ以

テソノ病ヲ訪ヒ、食薬ヲ賜リ、没スルニ及テソノ仏事ヲ助ケ營シメ玉フ。

上下悉ク惜ム之ヲ。直良君、憐デ其妻子ヲ扶助シ、養子相続セシメ玉ヒ、

其祭祀ヲ絶ザラシメ玉フ。是シカシナラ興旨〔羅文ノ居士〕信忠ノ余福

ナリ。遺骸ハ深光寺ニ送り、先人（成正居士ノ惠正太姉）ト合墓ス。解ガ計ヒヲ以テ」（二四ウ）羅文ノ二字ヲ法号ニ加シム。是二十年来ノ表徳ニシテ、親族朋友モヨク知レルヲ以テナリ。

成正居士・惠正太姉以下、七位ノ姓名病死ノ年月等ハ前函ニ以テ有ラレ之爰ニハ略セリ。

墓誌并ニ発句ノ略解

先考 先妣之墓（先考 先妣ハサキニ病死シテ世ヲ去リノ玉ヒシ父母ヲ云フ。

成正居士・惠正太姉ナリ。安永乙未春三月、（此墓実ハ昌安院浄養清倫比丘尼ノ没シ玉ヘルノ時ニ立ルトイヘトモ、安永乙未ノ春ト書ル故ハ前二）

（二五オ）ニ云ルガノゴトシ。家兄所建ル焉（家兄ハ乃チノ羅文居士ナリ）。風雨摧剝泯滅過半（風雨摧剝ハアメカゼニウチハガサレタルナリノ泯滅ハトモニメツシタルニテ半バヨメカクル也）。是 呂（呂ハノ以ト同シ）家兄

（羅文居士ノ云フ）、嘗有欲再建之志而不果（嘗ハノツ子ニノトイフ意ナリ。ツ子ト建ナホサントスルノ志ノアリシナレドモイマ

ダ建玉ハヌナリ）。今茲尋就木（今茲ハ今年ナリ。就木ハ死タルコトナリノソノコ、ロザシヲ果サズシテ今年病死アリシ也）。解（清右エ門ガ名乗ナリノ

解ハトクルトヨムナリ）不堪哀悼之至（故ニ清右エ門解ガイタミノカナシミノ甚シキナリ）。爰三位合墓ヲ（三位ハ成正居士・惠正太姉・羅文居

士ノ親子三人ヲ云フ。コノ三人墓ヲ合セテ一ツニセシ也）。建石ヲ於先塋之側

（先塋ハ先祖ノハカドコロナリ。石碑ヲノ先祖ノ墓ノカタハラニ建タルヲイフ）。呂遂其ノ宿志ニ云フ（ソノカ子ノノコ、ロザシヲ）（二五ウ）

〔トゲタリトノ云フコト也〕。

寛政戊午九月 愚弟 瀧澤清右衛門 謹誌

寛政戊午ハ寛政十年ナリ。爰ニ八十ノ字ヲハブケリ。父母ノ墓誌ナレド

モコ、ニハ専ラ家兄羅文居士ノコトヲ書シ、故ニ愚弟瀧澤清右エ門トハ記セリ。謹誌ハツ、シミテカキシルシタル也。

病中詠スレ秋

秋風ヤ秋ヲ手ワケノ森ノ蔭

此句ハ家兄羅文居士、八月八日病中ニ語テ曰、前月完来評ノ発句合ニ秋風トイヘル題ニ（二六オ）テ、秋風ヤ手ワケノ森ノ梢ヨリトイヘリシガ、点ニナラズ。コノ頃病中ニ情ヲ再按スルニ、秋風ヤ秋ヲ手ワケノ森ノカゲ、トスベカリシヲト宣ヘリ。

〔上欄外〕

「手わけの森ハ奈良にあり。」

然ルニ明日九日ノ夜ヨリ病ヒサシオモリ玉ヒ、同十二日ニ没シ玉ヒヌ。

コレヤコノ辞世ノ一句トハナレリケル。依テ石碑ニコノ句ヲ記シテ、裔ニトゞメ畢シヌ。情コノ句ノ意ヲオモフニ、草木ノ春ニアヒテ花

咲実ノリ栄シモ一トタビ秋ニアヒテ凋ミ（二六ウ）枯レザルハナシ。然レドモソノ榮枯ニ遅キト速トアリテ、葬ノ日影ヲ待タデシボミ、菊ノ

霜ヲ凌ヒテ咲ケルガ如キモ、終ニハ秋風ノ吹ソメシヨリ、花落葉散サ

ルハナシ。然ルヲ風ノ手ワケトカケテ、先草ニ及ビ木ニ至ル。秋風ノ次第アル遅速ヲ述テ、意ハ無情寂滅ノ教ニ叶ヘリ。手ワケノ森ハ名所ナ

リ。古歌ニ、夏ハツル扇ト秋ノ白露ト何レカ先キニヨカントスラン、トイヘルニ意ヨク叶ヒテ味ヒアリ。」(二七オ) 多年執心タル俳諧ノ一句ヲ以不用意ニシテ悟道ヲ得玉ヘルコト、返ス／＼モ難ク有リコソ。

右今茲^{コソ} 仲秋端八(今年寛政十戊午年ノ八月八日ナリ)。家兄(羅文ノ居士也)。病臥所^レ吟ズル(病中ニ吟詠シ玉ヒシノ発句ナリト云フナリ)。

勒^{ロクシテ}レ^スニ(勒ハホリノツケルナリ) 昇^{ノボ}ニ^ス厥^ノ裔^ノニ(ソノ後裔ニノコシアタ

ヘテノナガキカタミトスルナリ)。家弟(清右エノ門ナリ) 曲亭^{マギン}馬琴書^スハ(清右エ門解方別号ナリ。曲亭ハノ号ナリ。馬琴ハ表徳ナリ)。(二七ウ)

右此墓譜ハ、子孫ノ為ニ書記シテ家ニ界^イス。後年ニ至テ、新ニ没シテ深光寺へ葬ル親族アラバ、速ニ此末ニ記シテ、永々ニ伝フベシ。謹テ忽ニスルコトナカレ。勉ヨヤ。

寛政十戊午年十月十八日

瀧澤解書

「(二八オ終)

* (以下白紙三丁アリ)

* (後表紙見返「瀧澤ノ感書」)

(天理大学附属天理図書館本翻刻 第九〇〇号)

*補注、『吾仏乃記』百三十の末尾に、「寛政十年、墓石再度の修復は、元飯田町竈木河岸なる石工喜十郎に課て作らせし也。この義前文に漏したれば、重てこゝに追記す」とある。

本稿成るについては金子和正氏に多大なお世話になった。謹んで謝意を述べる次第である。

二「瀧澤氏墓誌」・『吾仏乃記』と現在の墓碑について

墓碑一

『瀧澤氏墓誌』は、秋田居士を初祖としているが、『吾仏之記』(以下『吾仏』)には覚伝居士をあげて、上に地藏尊を載せた墓を建てているので、これを引いて補う。

同書の「家説第二」の五四「祖霊に禱りて鼻祖の墓表を建る告文、并に拙詠、其他無名氏の朽骨を改葬せらるべき告文」に、文政五年十月二十八日に、深光寺の曾祖父の墓に詣り、明春墓表造立すべく告文を捧げる。そのため墓地を購い得て、十一月二十日には嗣子興継を将て告文を誦して、焼いている。五五「深光寺の住持実嚴無名氏の朽骨を改装の事、并に解、見了院殿の墓地を購得つる事」には翌年正月十八日、墓地を掘り、無名氏の旧骨を改葬し、その跡を払い浄めた後に、墓を建てる。(以下、長文であるが、関連があるので、木村氏編校本より引用して、掲げる。詳しくは影印本・翻刻本を参照されたい。)

この記事に先立ち、馬琴は『吾仏』「五五」に次の如く記している。

(前略) かくて物みな出し果て、其跡を払ひ浄め、故の^{ツカアテ}窆^ヲを埋るこ
と凡一尺ばかり、深さ三尺ばかりにして、中央に見了院殿・一蓮院殿の
墓表の銅牌を納たる小瓶^〇〔かたちかくの如く也〕を埋めしむ。其
銅牌一枚、堅七寸、横二寸五分、厚毫分、重百三十四錢目。其碑文、表
三行、裏五行、共に百二十六字、左の如し。

見了院殿正屋覚伝居士

滝沢氏祖先夫妻之靈

一 蓮院殿心月妙伝大姉

滝沢覚伝君夫妻合墓、文政六年癸未春二月六日、於江戸小石川茗荷谷深光寺本堂前西塋新所立、豎三尺六寸、横三尺二寸、其中石仏一隻、蓮台墓碑石壇共高七尺有余、曾以金三錠購得本寺埜地、即此後人勿侵奪。六世孫滝沢解瑄吉甫造立。

右の外に、予が敗筆百十数管、軸を去り筆頭をのみ納たる素焼の壺を、南の方へよせて埋めしむ。旧の壤にては足らざりければ、別処の土を取て、坦然に埋果にき。其時深光寺なる沙弥出て来て、寺僕に指揮して、本堂の後の方なる墓所に、彼朽骨を改葬す。今日買もて来させし瓶にあまれる朽骨の、土のごとくなりたるをば「凡一升ばかり」別に桶に盛りつゝ、其桶に件の瓶を入れ子にして、奥の墓所の小坂の右なる石地藏の下〔三界万霊塔也〕に改葬す。因て其塔前を掘起すこと二尺余にして、台石の前の方へ是を埋む。土の上にも、旧の石蓋の折れたるを置て、人の踏ざらんようにす。瓶は地藏の台石の下へさし入るるやうにして埋めさせたれば、半は台石の下に入れり。この地藏は万霊塔にて、寺の石仏なれば、無縁の朽骨、寔にその処を得たりと云べし。予施主となりて卒都婆を立つ。深光寺住持実嚴、法号して鏡空容現大姉と云〔後に改めて即空夢幻大姉とす〕。事果て、興継と共に客殿に造りて、納所の僧に遞与ける布施物左の如し。

一 見了院殿夫妻永墓所料

金三百疋

一 寺僕を勞し候に付、骨折料〔寺僧の乞まゝにこれを遣す〕南鏡壺

片

一 今日改葬の無縁朽骨回向塔婆料

青銅三拾文

住持は組合の寺に葬礼の寺役ありてゆきたれども、下晡には還れり。爾るに酒をふるまはれて酩酊せしと聞えたり。然るを持病の疝積をもて辞して対面せず。墓所料受取の一札は、明日荊妻参詣の時、遞与給はるべしと納所に契りて退り出たり。右布施物に添て、見了院殿・一蓮院殿・圭山妙白信女・慧雲宗智信女の法号年月日等を別紙に誌して、この分、貴寺の過去帳に写し置給はるべしとて遣しし也。寺を出る時、日は既に没る。酉の時に至りて帰宅す。興継も路次にて浴して、政二郎を將て、明神下の宅に還れり。この明日〔十九日〕、荊婦、長女さきを將て深光寺へ墓参せし折、住持、則証状一通を遞与されける。其書左の如し。

一 金三百疋

右者貴殿先祖見了院殿正屋覚伝居士、并に覚伝内室一蓮院殿心月妙伝大姉両霊合墓、今般当寺内に被建候に付、爲永墓所料書面之通被致施入、慥に致受納候。為後日、仍如件。

文政六未年正月十八日

深光寺(印)

梁誉実嚴(花押)

続いて、「五六 見了院殿夫妻の墓表を深光寺の西塋に建る事」と題して次のように記している。

この春（文政六年）二月に至りて、石工松五郎、成るを告ぐ。且工料七金にては足らざれば、金一両を増給はるべしと云。此度別に作らせたる水盤の価と共に、金壹兩壹分式朱を取らせて、墓表建立は二月六日と卜定す。六日の朝、先興繼を深光寺へ遣して、石工に指揮せしむ。予は未牌より寺に造れり。午の比及に、松五郎が傭工与吉と云者（石地藏を彫刻したる者なり）、車力二、三人に車を推させて、谷中より墓石を深光寺へもて来て是を建つ。車力謬て棹石を寺門の石坂にうち中て、後の下の隅些し欠たり。与吉怒れども及ばず。則石灰を以接にきと云。予が到る時、石工与吉は車力と共に帰り去れり。墓表の石地藏は坐像にて、両手を重て宝珠を持て、蓮台に跌坐せり。其次棹石長さ二尺余、横一尺二寸、正面に八本矢車と圈内に三本箒の二花号を浮彫にして、滝沢氏祖先の墓、見了院殿正屋傳居士・一蓮院殿心月妙傳大姉と三行に勒したり。左右の横面に誌す者左の如し。

* 柴田補記。引用墓誌の文字は碑文の石刻に従った。／は行移り。』

* 柴田注（碑右側、句読、返り点は碑文・原本になく、木村本による。）

六世祖瀧澤覺傳君、名諱佚。〔頭佚、石刻謬造作。今改之。〕卒年未詳。料有于慶長元和之間、以春／正月七日為忌。其婦人妙傳君、姓氏及卒年亦未詳。唯月十四為亡日。當時浮屠所贈釋諡、獨以院殿稱之。所謂見了院殿・一蓮院殿是已。由此觀之其非陪臣平民可レ知也。惜乎、無家書可レ徵、因姑闕考據焉。君生秋圓君、秋圓君生唯稱君。唯稱君諱興也、無子晚年養淨頓君為嗣。淨頓君諱興吉、生吾考成正君。考諱興臧、臧一作義、解之不／幸、髻歲

喪親。是故口碑不親。故事希聞。

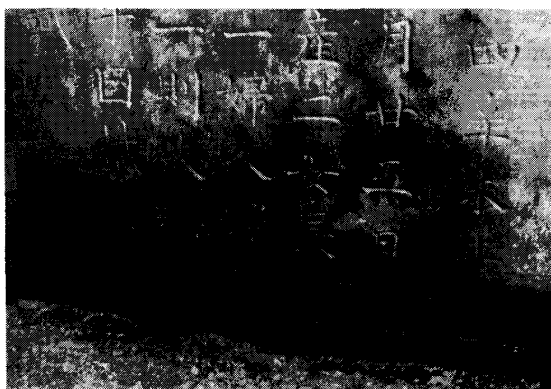
大約自曾祖之前、未嘗知舊／塋所在、考索二十有六年、於此絶無所遭。然夙念不可レ寢。今茲為一／箇石佛、立諸父祖塋中、以為標。吾胄永護之。冀言安先靈。造佛銘曰、／

嗚呼是為何吾箴。後道俗勿略勿發。作佛不如作善。作佛勝似作惡。／

文政六年癸未春二月 來孫 瀧澤 解謹識

* 銘文第四行下、「据」、原本「據」。碑により訂正。

* 左下の写真は、左側の下端部、欠けているのがわかる。



(左側)

圭山妙白信女〔延寶八庚申年／冬十一月二日〕*原本「八年庚申」。碑による。
 慧雲宗智信女〔元禄四辛未年／十二月廿五日〕

曾祖唯稱君有前妻、釋號曰妙白。嘗産二女。長曰涼月、次日露清。母子皆夭折。又有婦人。釋號曰宗智。姓氏並未詳。解追而思之。一則失其葬地。一則有其塋而無其墓。可不一悲乎。因識其年月、以附焉。

瀧澤解再識

*戒名は大字。原本割書なし。圭山妙白信女の「妙」、原本「妙」。また没年「八年庚申」。慧雲宗智信女の没年、原本「四年辛未」。碑により記す。現碑「圭」「慧」の間に「性譽善心湧馬居士昭和廿六年二月八日湧馬」(宏行氏弟)と追刻してあったが、今は削り取り、補修している。湧馬居士の墓銘は、昭和四十四年に建てられた滝沢家の新墓の右側面、第二行、静雄の次に刻され、一時は碑銘が二つあったが、これで一つになり、旧墓も元に戻した。

右横面の墓誌、圭山の所生三女有。其中歛窓幻樂童女を佚、この時愚考未だ全からざれば也。此碑銘の下、石壇三層、第一壇の正面に、来孫滝沢解立、関思亮書、と云十言を二言づつ横書す。碑銘以下皆関東陽(名思亮、字源吉)の書也。第二壇に、八本矢車を浮彫にしたる石の水盤あり。左右に莽草を立。総高サ七尺有余、今深光寺に在所の墓表是也。則客殿に至りて、住持実嚴に謝して、見了院殿新墓の廻香料を寄進す。是まで石工料金八両壹分式朱と共に、費す所拾金有余に及べり。是よりの

後、彼改葬の無名氏即空夢幻大姉の一周忌・三回忌に至るまで、深光に金壹朱を布施して、追薦の塔婆を建つ。又孟盆会毎に其釈名を餓饑坐に貼して、華水料供を薦めざる事なし。蓋改葬触縁の義ある故也。この挙、今克念へば悔なきにあらず。何となれば、素是孝義の宿願に成るといへども、名聞を好むに似て、且奢侈に庶し。曾祖の時建ざりし乃祖の墓を、解が微力をもて作らずもあるべし。況亦初春に人の朽骨を改葬させて、其触穢を思はず。事亦其鬼にあらずして是を祀るは諛ふに似たり。然れどもこの挙微りせば、吾子孫、孰か克曩祖に見了院殿あることを知りて、茲に景仰の懐を成すべき。昨は非にして今は是也。吾迷へる歟、覚たる歟、議論を後の織者に任せん。

*台石銘又参考「来孫／瀧澤／解立／関思亮書／瀧澤興繼／繼管／松本山雷鐫」。

また『吾仏』家説第三、百十九(天保五年甲午)に「お秀が後夫山田吉兵衛を深光寺に葬る略説」がある。秀は馬琴の妹であるが、三回忌に建てたという「観庸淨喜信士」の墓石は今も亡い。

墓碑二

百廿五以下、琴嶺興繼の死去のことを記す。天保六年五月八日歿、享年三十八歳。百三十「琴嶺卒哭忌・仲兄五十回忌追薦仏事・父祖両墓修復要記」、琴嶺の百ヶ日、兄の追薦供養をし、位牌堂の位牌の修復をして、琴嶺の法号・歳月を附刻して、仲兄の法号を新たに

した。そして次のように記している。

解又茗荷谷上なる石工金蔵に課て、先塋の両墓を修復す。第二は考妣と故兄の合墓なる正面を削り改めて、琴嶺の法号と諱・歳月を附刻す。解則是を書。其左右と水盤は、只磨せて苔を払ふのみ、又第一なる常光院夫妻より大父大母まで三代合墓は、こも苔を払はせて、二基共に下壇の石を新にして、各是を高くす。且拜石を増加えて、雨日参詣に便りよくす。かねてはこの度第二墓を作り更めんと思ひしかば、碑銘を創稿したれども、財足らざれば果さず。又仲兄の墓石も此度五十回忌に必作り改むべきに、今年散財多くして力及ざれば、又後年を俟のみ。

と。そして寛政九年・十年の修復のことを録して、左の如く記している。

是より遙に年を歴て、今茲〔天保六年〕解又右の両墓を修復しぬる事、上にいへるが如し。こゝに至りて修復三たび也。しかれども、両墓の笠石を作り加えて、第二墓の棹石を新にすることを得ず。是のみ飽ぬ心地したり。(云々)。

また、百四八「勝茂就木、并に喪事略記」は天保八年七月八日、飯田町の婿、清右衛門勝茂五十一歳(源蒼浄善信士)死去のことを記しているが、その文の頭注には次のように記されている。

その生前に解、他が実名を改て興利とす。こゝをもて墓石の横面には、

清右衛門興利と勅したり。……又、同墓に附刻したる秋夢童女の没年月、八月十四日なる八を誤りて七月とす。…後年彼墓修復の時、七月の七を削去りて八月と做すべし。

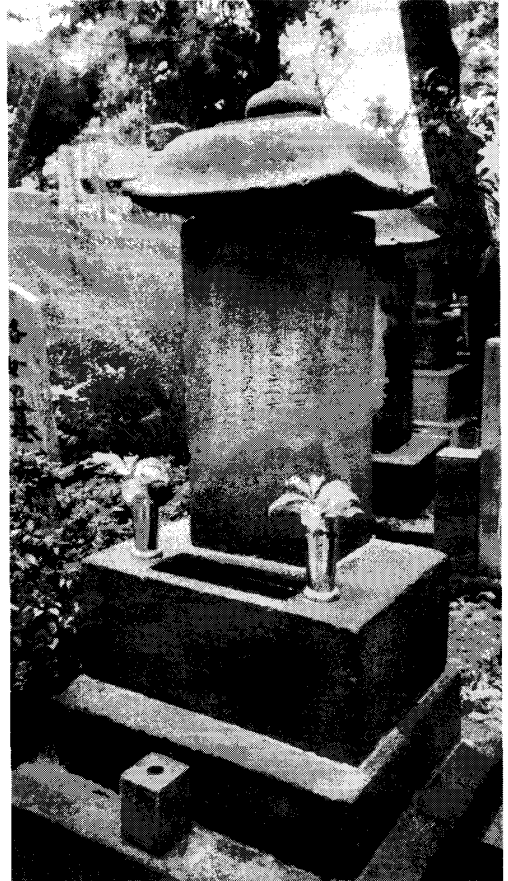
『滝沢氏墓誌』の「成正居士以下八位ノ石碑」(一九丁表―二〇丁表、挿絵11・12)参照)に該当する。但し、側面の碑の注は左右逆になっている。現在右側の右下「秋夢童女」の名は削られて、後述の「茲正信士」の墓(墓碑四)の左側に移刻されているが、かすかに「秋」の字が見え、「興旨女実名篤三歳歿」の字が削り忘れて残っている。この墓の台石と、左側は元のままであるが、棹石の正面は次のように改刻されている。正面の題額「瀧澤氏墓」は元の形であるが、戒名には匡郭をつけて左に興継(宗伯)と妻路女の二人を加えている。挿絵と違って墓には笠石が重ねられているが、このことについては『吾仏乃記』に記されている。

碑面は路女の所が筆跡を異にするが、他は一筆である。左端は当初から開けてあったのであろうか。全面改作のようには見えない。

(正面)

(題額・横)

瀧澤氏墓



「便譽頓覺成正居士（諱興藏稱連兵衛年三十五十一／安永四年乙未三月廿六日）
海譽知覺慧正大姉（吉尾氏諱門子享年四十八／天明五年己巳六月廿七日）
深譽勇遠羅文居士（諱興旨稱臺右衛門年四十／寛政十年戊午八月十二日）
玉照堂君譽風光琴嶺居士（諱興繼表字宗伯年三十八／天保六年乙未五月初八日）
操譽順節路霜大姉（安政五年／八月十七日）」

右より馬琴の父興藏・母門・兄羅文・嗣宗伯・嫁路。そして裏の右側には、孫太郎の跡を継いだ、その妹さちと吉之助の子で、夭折した倉太郎が「了幻童子 文久二戊年四月十三日」と付刻されている。

*碑の両側と台石の銘は省略。（挿絵11・12）（48・49頁）参照。

墓碑三

次の現在の墓碑は「唯称居士以下十四位石碑修復之図」（一四丁表・一五丁裏）（挿絵6）に対応するものであるが、全面削り直し、正面は左の如くで、左右の側面は一見したところは何もないが、手に触れ、凝視すると、削ったものと判断される。元の台座にあった文字も見えない。左端は馬琴の孫太郎の法名である。



（題・横）「瀧澤氏墓」

「常光院月山秋圓居士（寛文十庚戌年／九月十日）（二世某）
松葉院貞徳良節大姉（貞享元甲子年／八月十二日）（二世妻）
願譽護念唯稱居士（享保元丙申年／十月廿八日）（三世興也）
順譽至心貞教大姉（享保六辛酉年／十二月十七日）（三世後妻）
清譽相覺淨頓居士（宝曆十庚申年／十二月十九日）（四世興吉）」

*注

放譽圓相妙岸善女 (明和元年甲申年/九月廿五日) (四世妻菊)
機善堂文譽嶺松琴鶴居士 (嘉永二己酉年/十月九日) (九世太郎興邦)

墓碑四

また、百五九「源譽浄善が小乗・大乘二忌、并に余談」の記事に次のごとく見える。浄善はさき(咲)の婿清右衛門勝茂である。

かくて(天保)十年己亥年七月八日、浄善が三回忌に、おさき、深光寺なる伯父鶏忠子の墓石を作り更て、其正面に孝誉光学^(まこと)茲正信士・源誉浄善居士、二位の积号・没年月日を勒し、左りの横面に伯父羅文居士の二女蓮移童女・秋夢童女の积号并に歿年月日・俗名・年歳等を拊刻す。又右の横面には茲正・浄善が姓名・享年等を刊刻したり。是則小日向水道町なる石工勘助に課て新に作る所也。是を旧墓に比れば尤宜し。是よりして、この墓表は元飯田町なる滝沢氏施主と称して、おさき・正次等が祀る所也。

先に掲げた馬琴の「挿絵11」とは正面の彫りに異動がある。この墓も再建であろう。この台石には「永代祠堂金」と横書した下に「先祖代々為善/提瀧澤氏納之/文久三癸亥五月」と刻されている。文久三年に歿した四代清右衛門伯嘉は、さきの跡を継いだ、興継の長女つき(次)の夫である。

この墓碑は、以前は笠石が傷み、仮名をのせ、段も低かったが、近

年改装して、笠石を新造し、新しい段を二段加えて面目を一新した。



(右側)

「釋善堂告譽静中居士 明治廿八年十月廿四日

*注

静之助 四十二歳

(五代)

孝禅院正覺嗣法居士 明治四十一年四月廿六日

(六代弟)

郁芳室薰譽妙橋大姉 昭和五年七月拾五日

きつ 七十一歳

「(五代妻)

(正面)

「孝譽光覺慈正信士 初右工門興春年廿二天明六(丙午)八月四日(鶏忠)

源譽浄善信士 清右工門興年五十一天保八(丁酉)七月八日(二代)

光譽明廓信士 清右工正次年五十嘉永四(辛亥)二月八日(三代)

廓譽然生信女 安政元(甲申)十二月二十一日年六十一歳(さき)

香譽明薫信士 清石工門伯嘉年四十二又久三(癸亥)二月十六日

墓碑五

(四代)

恵心清薫大姉 明治三十一年八月十二日六十九才而

(つぎ)

光圓童子 嘉永六(癸丑)年二月十六日

(長男)

顯照童子 万延元(甲申)年八月十一日

(次男)

(左側)

「春月即成童子

寛政六(甲寅)正月廿五日

(水子男)

蓮移童女

同九年(丁巳)正月十九日

(長女)

秋夢童女

十一年(己未)八月十四日

(次女)

所謂飯田町滝沢家の墓碑にあたる。碑の正面、右より、馬琴兄鶏忠・二代・三代・長女さき・四代・孫次・次長男・次二男である。

左側の三人の童子女の法名は〔挿絵9〕に該当する。すなわち、右より六世左文の水子・同長女清・同二女鳥であり、この「秋夢童女」のことは先の「墓碑二」で記した。なお、馬琴の姉菊の嫁いだ田口家の菩提寺、文京区白山四丁目の梅栄山竜泉寺にある先祖代々の地藏塔の碑石の左側中央に「先祖代々」として、右に「春月息浄童子／冷氣童女」、左に秋夢童女「瀧澤氏」と刻されている。

右側の左端のきつ(橋)は木村氏紹介の「橘女『思ひ出の記』」(木村三四吾著作集Ⅱ)所収)のその人である。右端は静之助はきつ(夫、柳町氏である。同書の表記では清之助となっている。

馬琴の妻百は、天保十二年二月七日歿、享年七十八歳であった。二

月九日秘葬儀、十三日の初七日に、夫妻の墓所として「本堂向中通り三尺四方」を金三分にて求めたことが、百七一の「お百下世・喪事前後の雑話」に見え、百七六「建_レ解が寿蔵及到岸、墓石_ヲ深光寺ニ合表略説」墓石建立の記事がある。

天保十二辛丑年夏四月より、解が寿蔵と故荊到岸と合墓を製作して、深光寺なる新塋に建立す。この事正次をもて小日向水道町なる石工勘助に課たり。同年六月廿六日に至りて、其墓石落成す。この日は先妣恵正大姉の月忌速夜なれば、興邦等深光寺に詣でて是を見る。伊豆の小松原石をもて作る所、墓石高サ六尺有余、笠石破風形の正面に八本矢車の花号_{モン}を浮彫にす。又水盤に乾坤一草亭の印文を浮彫にしたり。棹石高サ二尺八、九寸、横一尺一寸、左右の横九寸、正面二行に著作堂隱譽翁_翁笠居士〔没年は追て勒すべし〕、黙譽静舟到岸大姉〔天保十二辛丑年二月七日〕、左りの横面に略伝を勒す。左之如し。

* 碑面、馬琴歿年〔嘉永元戊申年冬十一月六日〕。百の命日「春二月七日」と「春」字が加えられている。

著作堂老翁、江戸人、源姓瀧澤氏、名解字瑣吉、一字篁民、ノ號曲亭。所著、雜書・國字小説大小二百八十餘種、皆行ノ于世。令毬興繼先死、嫡孫興邦為_レ毬。翁享年〔寿算死後に勒スべし〕ノ黙譽會田氏名百、著作堂渾家也。所_レ生有_二一男三女_一、没年ノ七十八歳。

*碑面、享年「八十一」。末尾「歳」字はない。



五歳也。かゝれば右の墓碑は絶筆になりぬ。

また、馬琴と小津桂窓の哀悼歌は『自撰自集』に記してあるから此処には略すとある。馬琴の墓は本堂の前左、側に松樹がある。碑面は写真で白く見えるところが脆弱化しているようで、また馬琴の法名の下「嘉永」字から右が剝離している。また銘のない左面の中程も一部剝離が見られる。

墓碑六

滝沢家の新墓である。表に「瀧澤家之墓」、裏に「昭和四十四年九月／施主瀧澤宏行／小林格造／建之」とある。宏行氏は馬琴より数えて滝沢家七代。格造は小林家を嗣いだ弟で三男である。

(右側)

「観櫻堂善譽静邦居士 昭和卅九年二月十九日 静雄七十七才
 性譽善信湧馬居士 昭和廿六年二月八日 湧馬廿六才
 桂香堂浄譽思宏居士 昭和六十二年八月二十八日 宏行七十三才
 正観堂貞譽秀芳大姉 昭和六十三年十一月二十二日 ひで九十三才」

書は吾方外の友石川豊翠君の筆也。下壇は水盤と俱に三層とす。この石工料金六両壹朱、墓道の磬八枚余、工料俱に金二分二朱、銀二匁五分、内中不用の旧石を遣して金二朱を減ず。この他、寺僕に壤を採らせし辛苦錢二百文、又石工勘助が乞ふによりて、納所の僧と寺僕に金壹朱を遣しぬ。是に墓所料金三分、作窆料金壹分二朱を加へて、通計金七両三分と銀二匁五分、錢二百文也。

馬琴はこの算段に松坂の長谷川家へ『白石叢書』・『禹鑿堂漫録』
 ・『太平絵伝抄』を七両二分で売却して調達した。

右の墓碑を書給へる豊翠君は寄合三千石石川左金吾殿、この君、今茲辛丑の夏五月より脚氣を患ひて、六月十六日に卒去の聞えあり。享年三十

静雄は六代。父は静之助、母は橘女。邦行と号した画家で、染色圖案家としても知られ、その画譜『名桜選集』は昭和四年に皇室に献上されたという。湧馬は静雄二男。飯田橋の滝沢家は昭和三十年三月十日の空襲で罹災、疎開先の埼玉県飯能市稻荷町に落ち着かれた。宏行

氏の母堂、ひで(秀)刀自は長命で、橘女からの伝聞も多く、滝沢家を訪ねた人達への語り部の役を勤められていた。宏行は八王子の都立繊維工業試験場の技官であった。宏行夫人精さんが健在で、一人子の恵子さんは佐藤家へ嫁したが、二人の男子あり、その長雅生(マサキ)さんを滝沢家の後嗣とされた。



付記

最後に墓域、新墓の裏手の由縁の墓碑二基について記す。

その一は、さちの後添えに入夫した吉之助の墓で、路女の日記にも見えるが勝手を尽くして、家を出たが、なお滝沢を名乗っていたというが、そのことは秀刀自の聞き書き「橘女『思ひ出の記』」(木村三四吾著作集Ⅱ)に見える。

(正面)「(梵字アーク) 昌雲堂贊譽薫法居士(明治廿年/九月十二日) /

清霄堂静譽照采大姉(歿年を欠く)。

(左側)「貞譽艶月信女(明治廿四年/十二月廿六日) / 瀧澤吉之助建立」。

(裏面)「無縁之靈」。

家を出ながらも深光寺に墓があり、墓石の右側には「無縁之靈」と刻かれてあった。正面は吉之助と後妻照の法名。照の命日は刻されていないが、寺の過去帳では、大正七年の所に、四月廿一日横浜長者町二ノ二〇桜井元秀方瀧澤別家ノ老婆てる女」とある。側面は次女、寺の過去帳では善女となっていた。この墓は無縁墓として整理されて今は亡い。その二は、宏行氏の従兄弟、孝夫家の墓(邦行の弟、「思ひ出の記」では孝嗣とある)で墓域の左端の奥に離れて立っている。

(正面)「(梵字キリク) 妙覺室愛光善女 / 法淨軒孝岳薬道善士位 / (左端空白)」。

(右側)「昭和十四年十一月十八日瀧澤アイ行年三十一才 / 昭和二十三年九月二十六日 瀧澤孝夫 四十一才」。

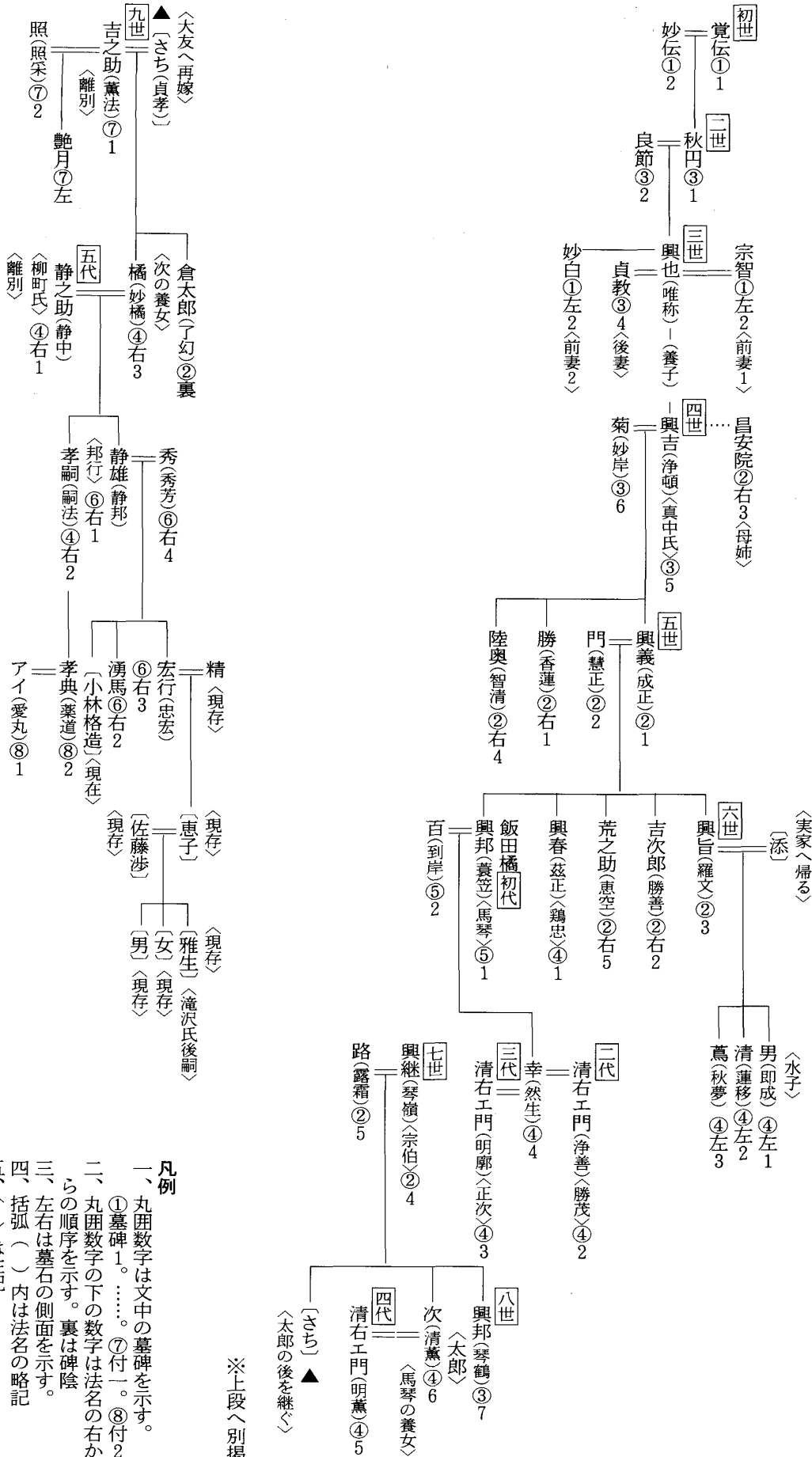
(裏面)「昭和十五年三月二十一日瀧澤孝夫建立」。

過去帳のアイの所には「大阪ニテ」と記されている。

以上、馬琴自筆『滝沢氏墓誌』の紹介にはじまり、関連ある現在の墓の大概を述べた。さらに追記するならば、墓域には吉之助と別れたさちの墓はない。独身で暮らすというのを、姉のつきが案じて大友某へ再嫁、徳太郎を生んだという。深光寺の過去帳の明治二十四年に「最勝室浄譽貞孝大姉 四月廿日 瀧澤」とあるのがさちその人の法名であるという。

〔参考〕 現在墓碑による略系図——墓に刻された法名より——

※木村三四吾編校『吾仏之記』・『橋女思ひ出の記』、森潤三郎『滝沢家系譜』参照



※⑦の墓碑は今はない

凡例
 一、丸囲数字は文中の墓碑を示す。
 ①墓碑1。……⑦付1。⑧付2。
 二、丸囲数字の下に数字は法名の右からの順序を示す。裏は碑陰。
 三、左右は墓石の側面を示す。
 四、括弧()内は法名の略記
 五、()は注記
 六、()は墓にない人。

※上段へ別掲